

町民課 町民係 内線2125

● 川内社会保険事務所における年金相談について

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。

7月毎週(土)・(日)は午前9時30分～午後4時

平日は午前8時30分～午後7時
21日(祝)は閉庁

■ 問い合わせ

川内社会保険事務所 ☎22-5276

● 国民年金保険料を免除する制度があります

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料の納付が免除となる保険料免除制度があります。

申請免除には、本人・配偶者・世帯主の各々の前年の所得に応じて、保険料の全額免除、4分の3免除、2分の1免除、4分の1免除があります。

このほか、30歳未満の方には世帯主の所得の多寡にかかわらず本人と配偶者の所得審査で保険料納付が猶予される「若年者納付猶予制度」、学生の方には本人の所得審査で保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予の承認を受けた期間は、万が一のときの障害基礎年金、遺族年金を受け取るために必要な受給資格期間にも算入され、また、将来受け取る年金額が少なくならないように、10年以内であれば後から保険料を納付することができる追納制度があります。なお、免除などには退職(失業)の特例があります。免除などは、原則としてご本人・配偶者・世帯主の方の前年の所得で審査さ

れますが、これらの方の中で申請する年度または前年度に退職した方は、雇用保険の受給資格者証や離職票などの公的機関の証明を添付していただくことで、その方の所得審査が不要となります。

免除などの申請窓口は役場(本庁・各総合支所)又は川内社会保険事務所です。

● 不審電話にご用心!

最近、社会保険事務所の職員を装った不審電話の報告が増えています。医療費や給付金の払い戻しがあることを説明し、銀行や郵便局でATMの操作を指示するという手口です。社会保険事務所の職員が、ATMの操作をお願いすることはありません。不審な電話などがありましたら、川内社会保険事務所にご連絡ください。

■ 連絡先

川内社会保険事務所 ☎22-5276

福祉課 子育て支援係 内線2133

● 特別児童扶養手当について

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護する父若しくは母又は父母以外の者が養育するときに支給される手当です。ただし、障害を事由に公的年金を受けることができる場合や児童福祉施設に入所している場合は支給対象になりません。

1月当たりの支給額
1級 50,750円
2級 33,800円

● 児童扶養手当について

離婚などで父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童(18歳以下又は20歳未満で心身に障害のある児童)を監護している母、又は母にかわってその児童を養育している人に支給さ

れる手当です。ただし、老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができる人などには手当は支給されません。

1月当たりの支給額
41,720円(全部支給の場合)
所得によって増減します。

● ひとり親家庭等医療費助成制度について

母子・父子家庭の親及び18歳以下の児童並びに父母のない18歳以下の児童に対し、医療費が助成されます。助成を受けるには「ひとり親家庭等医療費助成受給資格者」の登録を事前にしておくことが必要です。

上記の制度の受給者については、8月が現況届の時期となっています。該当者の方には、ハガキで通知しますので、指定の期日内に申請くださいますようお願いいたします。詳しくは、福祉課子育て支援係へお問い合わせください。

福祉課 福祉障害係 内線2134

● 7月は「社会を明るくする運動」強調月間です

毎年7月を強調月間として行われる「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動で、昭和26年から始まり、今年で58回目を迎えます。

「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」を統一標語として、街頭キャンペーンやテレビ放映による広報など、さまざまな活動が展開されます。

犯罪や非行のない明るい町づくりに皆様の御協力をお願いします。

消防本部 ☎52-0119

● 電気器具の安全な使用方法について

電気器具は生活になくてはならないものですが、使用時の不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。電気器具を使用する際には、次のことに注意しましょう。

① 使う前に点検をしましょう

扇風機など季節的に使用するものは、毎年使用する前に点検をしましょう。また、異音や異常な動きに気がいたら差込プラグを抜いて専門業者に点検してもらいましょう。

② 電気器具は正しく使いましょう

本来の用途以外に使用した場合、過剰な負荷がかかり、その結果過熱して火災になることがあります。取扱説明書をよく読み正しく使いましょう。

③ 電気配線からの出火を防止しましょう

多種多様な電気器具の普及にと

もないコンセントが不足することもあり、「たこ足配線」になりがちです。コンセントの許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災になることがありますので、たこ足配線は絶対にやめましょう。

また、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態で使用すると、その部分に負荷がかかり、断線したりして、出火する危険性があります。痛んだコードはすぐに交換し、束ねた状態での使用はやめましょう。

● 5月の火災・救急情報

○火災 発生件数 5件 内訳 建物 2件 林野 1件 その他 2件 死者 1人 負傷者 1人
○救急 出動件数 89件 運んだ人 88人 内訳 急病 42件40人 交通事故 8件9人 その他 39件39人

国民健康保険税の税率が決定されました

平成20年度の国民健康保険税の税率が決定されました。後期高齢者医療制度の創設に伴い、医療分・介護分とあわせて新たに「後期高齢者支援金分(支援分)」を納めていただくようになります。医療分と支援分の合計の税率は前年度の医療分と同じ率に設定されており、介護分については変更ありません。また、限度額が改正となり一世帯の最高限度額が3万円引き上げとなります。皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、病気やケガの予防に努めてください。

なお、改正後の国民健康保険税の税率は以下のとおりです。

国保税〔医療給付費・後期高齢者支援金分・介護納付金〕の税率

区分 所得割 資産割 均等割 平等割
医療 6.5% 26% 15,400円 17,100円
支援分 2.8% 11% 6,600円 7,400円
介護 1.0% 6.2% 5,800円 4,200円
医療給付費の賦課限度額 47万円
後期高齢者支援金の賦課限度額 12万円
介護納付金の賦課限度額 9万円

■ 問い合わせ
税務課 町民税係 内線2111

町税滞納対策として タイヤロック装置導入!

町では、納税者の税負担の公平を図るため、これまで行なってきた給与・預貯金・不動産などの財産差押えに加え、タイヤロック装置を使用した自動車などの差押えを実施することで、税徴収をより一層強化することになりました。

■ 対象者

再三の納税催告に応じない滞納者(個人及び法人)

■ タイヤロック概要

滞納者所有の自動車(軽自動車・オートバイを含む。)の車輪に『タイヤロック』を装着し、ドアミラー部分には『差押公示書』を取り付けて差押えを行います。タイヤロックにより、自動車の使用は不可能となります。

差押え執行後も一定期間納税がなされない場合は、自動車を引き上げ、町で公売処分して滞納の税金などに充てます。

■ 問い合わせ

税務課 収納第1係 内線2113



車輪にタイヤロック装着



ミラー部分に差押公示書取付